



## MILITIVE,LLC

3-13-2 Yushima,JC Yushima Building 3rd floor,  
Bunkyo-ku,Tokyo, Japan,113-0034

info@militive.co.jp

### END USER CERTIFICATE

I confirm on my behalf identified below that an order has been placed with MILITIVE,LLC.  
I also confirm that I have declared the ultimate end use of the product order and all parties to the transaction. I understand that these commodities were exported from the United States in accordance with the US Export Administration Regulations or the US International Traffic in Arms Regulations, as applicable; and in any case, the products consumed cannot be sold / sent to any U.S. embargoes countries.

**I also confirm do not resale, re-export, transfer within Japan and bring out this product overseas.  
(Please sign your name on this agreement after reading all the terms written in it)**

私は、以下に示す通り代理店である合同会社MILITIVEに注文致しました。  
また、注文した製品、最終的な使用者情報、製品の使用目的などの申告内容に相違ありません。  
これらの製品は、米国輸出管理規則(EAR)または米国国際武器取引規則に従って、米国から輸出されたものであり虚偽や違反行為は米国法により追及・訴追の可能性があることを十分に理解しています。  
**また、この製品を再販売・譲渡、日本国外への持ち出し、米国および同盟・友好国の禁輸国に並びに反社会的活動者・団体へ販売/送付することは致しません。**

ご注文番号

End User Name (氏名:漢字表記)	
End User Address (住所:英語表記)	
Phone No(電話番号) ご連絡のつきやすい連絡先	
Email add(メールアドレス)	
Intended use(使用目的) (漢字表記および英語表記)	
Signature (手書きサイン:英語表記)	
Print Name(ローマ字) (英語表記)	
Date(日付) 例:12/31/2024	

#### 【罰金と懲役】

- ①輸出管理規則(EAR)を元に発行された命令若しくは輸出許可に故意に違反したり、違反することを共謀したり、違反を企てる者は誰でも、関係する輸出品若しくは再輸出品の総額の5倍若しくは50,000ドルのいずれか大きい額以下の罰金、或いは5年以下の懲役、或いはその両方が科されるものとする。
- ②輸出品が、規制国または外交政策目的のため輸出若しくは再輸出が規制されている国のために使用されること、或いは関係する品目の仕向地または予定仕向地がこれらの国であることを知りながら、EAA、EAR、またはこれらのもとに発行された命令若しくは輸出許可の条項に、故意に違反したり、違反することを共謀したり、違反を企てる者は誰でも、個人の場合を除き、関係する輸出品または再輸出品の総額の5倍または100万ドルのいずれか大きい額以下の罰金が課せられ、また、個人の場合には、25万ドル以下の罰金または10年以下の懲役またはその両方が課せられるものとする。